

# 令和 2 年 3 月 定 例 会

## 総務建設委員会記録

令和 2 年 3 月 1 0 日 (火)  
午前 1 0 時 0 0 分  
全員協議会室

付託案件 議案第 2 号 職員のサービスの宣誓に関する条例及び有田市非常勤委員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する等の条例  
議案第 4 号 有田市監査委員条例等の一部を改正する条例  
議案第 7 号 有田市改良住宅管理条例及び有田市営住宅管理条例の一部を改正する条例  
議案第 10 号 有田市長期総合計画条例

出席者  
委員

西口正助委員長  
宇野博治委員  
岡田行弘委員  
成川 満委員  
生駒三雄議長

中西登志明副委員長  
児嶋清秋委員  
池田敦城委員

経営管理部

嶋田博之部長  
大松満至経営企画課長  
山本芳規秘書広報課長  
吉野清誠まちづくり係長  
伊藤めぐみ人事係長

喜多俊充参事  
上田敏寛防災安全課長  
御前一晃総務課長  
竹中春輝財政係長  
上村泰広総務係長

経済建設部

河野孝司部長  
鎌田利宏産業振興課長  
栗山京三地籍調査課長  
泉 泰朗建設課主幹  
網谷彰洋商工観光係長  
南村敏嗣庶務係長  
岩田光平建築住宅係副主任

成田裕幸理事  
大浦秀和有田みかん課長  
武田一之産業振興課主幹  
桑原伸浩地籍調査課主幹  
酒井宗博みかん農政係長  
児嶋信毅工務係長

消 防 本 部 田邊隆義消防長 梅本敦夫次長  
嶋田富司総務課長 尾藤海男樹警防課長

出 納 室 森川直子会計管理者

議会事務局 田中 聡局長 福永康一次長  
大谷真也書記

開 会

○西口委員長：おはようございます。これより総務建設委員会を開催いたします。  
委員の皆様方におかれましては、様々な観点でご議論をいただき、活発なご審査を賜りますようお願い申し上げますとともに、円滑な委員会運営にご協力いただきたいと思います。

議案第2号 職員のサービスの宣誓に関する条例及び有田市非常勤委員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する等の条例

(御前総務課長 説明)

- 西口委員長：説明は終わりました、次に質疑を認めます、ご質疑ありませんか。
- 成川委員：提案理由で細かいことですが、会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の改正等をしようとするものとあるが、この「等」について、教えていただきたい。
- 御前総務課長：今回の改正につきましては、条例が3つになります。うち2つが最初に出している職員のサービスの宣誓に関する条例と有田市非常勤委員等の報酬及び費用弁償条例、こちらの2つが一部改正となっております。もう1つ有田市交通指導員条例の方につきましては、廃止というふうな形になっておりますので、この部分を「等」というふうな形で表現しています。
- 成川委員：改正等ということで、改正とまた別の事があるのかと思いました。改正と廃止、廃止も含めてということですね。了解です。

質疑終了 採 決 ( 可 決 )

議案第4号 有田市監査委員条例等の一部を改正する条例

(御前総務課長 説明)

- 西口委員長：説明は終わりました、次に質疑を認めます、ご質疑ありませんか。
- 西口委員長：この今回の条例に直接関係していませんが、監査委員の条例の部分で、これについては現在、議会から1名と民間からで、市は2名で運用していると

思います。議会から委員長として訊くのもなんですが、民間の人2名にするということが国の方針でできるということになってはいますが、市当局はそのような検討はされていますか。法律ができるということになってはいますが、この間1回でも法律が変わったときに、どうしようかとの議論をされたのか、また現状について、説明願えたらと思います。

- 嶋田経営管理部長**：具体的に市内部で検討しているという状況ではございません。ただ今回の地方自治法の一部改正の中でも、今後ですね、内部統制に関する方針の策定、今は努力義務で義務付けられていませんが、そういったことも出てきますし、監査制度の充実強化ということも謳われていますので、そこら辺も含めて、また議会とも相談しながら検討していきたいと考えてございます。
- 西口委員長**：いま嶋田君から答弁をいただきました。これは難しいところですが、監査制度というような文言が入ってくると、議会から私も去年の9月までは監査委員をさせていただきましたが、ちょうど私の在職中に法律がこのようになったので、中々言い出しにくかったことであります。今回たまたま条例で出ていたので、この際皆さんにもご認識をいただいて、この中で議論を深めていっていただきたいと思いました。

質疑終了 採 決 ( 可 決 )

議案第7号 有田市改良住宅管理条例及び有田市営住宅管理条例の一部を改正する  
条例

(泉建設課主幹 説明)

- 西口委員長**：説明は終わりました、次に質疑を認めます、ご質疑ありませんか。
- 児嶋委員**：連帯保証人と緊急連絡人の違いがわからないのですが。
- 泉建設課主幹**：まず連帯保証人については、滞納であったり債務を負う者であると認識しているのですが、緊急連絡人は債務を負わない、何か問題になったときに、連絡を直ぐとれる体制の人を定めるという趣旨でございます。
- 児嶋委員**：入居者の方々に滞納とかがあっても、取れないといったら何ですが、そういう状態になるということですね。
- 泉建設課主幹**：まずは契約人には、もちろん納付の指導をしますし、戸別訪問をして徴収に当たります。
- 岡田委員**：連帯保証人から緊急連絡人に変えたということで、割と普通の人で連帯保証人を探すのが難しいので、緊急連絡人なら見つけやすく入りやすくなったような感じがするのですが、そういう意味で入りやすくするための改正なのでしょうか。
- 泉建設課主幹**：まさしくおっしゃる通りでございます。近年全国的に身寄りのない単身高齢者等が増加しております。そのため公営住宅の入居に際して、保証人の確保が困難となっていることが懸念されていますので、有田市においても、そう

いう措置とするところでございます。

- 岡田委員：先程不正があったらという話がありましたが、入ろうと思うと管理組合みたいなところで選考がされると思うのですが、市として、どこまで誰が入っているのかという管理もされているのですか。
- 泉建設課主幹：地元の管理協議委員会もそうですし、有田市においても契約をしておりますので、すべて把握しております。
- 成川委員：私も勉強不足でわかりにくいのですが、いま言っている連帯保証人を緊急連絡人に代える。連帯保証人は普通、契約の当事者と通常社会では債務を連帯して負うことになるのですが、この緊急連絡人というのは、そういうのは負わないのですか。
- 泉建設課主幹：負わないです。
- 成川委員：普通、契約の当事者が何かのアクシデントにより、債務を履行することができない。連帯保証人はその保障のために、その人に代わって債務を負担する。こういうものが普通の契約の形態だと思うが、そこら辺で例えば、もし何か契約上で上手くできない場合、いま人を見つけるのも難しいといっている中で、緊急連絡人であれば、契約の当事者が上手く行かなければ、それで終わりということになるのですか。いや、連帯保証人を緊急連絡人に代えることによって、債務保証ができないことになるので、それでもいいのかなという意味ですか。
- 泉建設課主幹：債務が滞ってしまうという可能性は否定できないですが、そこら辺は債権が発生しましたら、担当の方で戸別訪問であったりとか、文書指導であったりとか、今後とも毅然とした態度で回収に当たっていきたいと考えております。
- 成川委員：そういう努力しているのはわかりますが、万が一それでも債権を回収することができなかった場合のための保険みたいな感じで、連帯保証人は連帯してその債務を保証するのであって、その辺り、これ何か提案理由に民法の一部改正等と書かれていますが、このように考え方を換えよという法的な根拠でもあるのですか。
- 泉建設課主幹：法的な根拠もないことは無いのですが、まずは国土交通省の方から、公営住宅管理標準条例案というのが示されています。その中で保証人に関する規定を削除しますということと、地方自治体などの事業主体に対して、保証人の確保を公営住宅の入居に際しての前提とすることから転換するべきであるというような特段の配慮が求められていることから、有田市においても同調し、市民の負担を軽減する立場でもありますので、そういうことにしていくという考えでございます。
- 成川委員：そういう指導があるわけですね。どうも社会通念上おかしいような気がするのです。それから民法の一部改正というところがわかりにくいのですが、例えば他市町村も一斉に、これに基づいて全国一斉にこれは緊急連絡人でいいのではないかということをやっているのですか。
- 泉建設課主幹：各自治体に判断を委ねますというところではございまして、和歌山県下の状況とか、市の状況とか、近隣の有田管内の状況を確認しております

ので、お伝えしたいと思います。和歌山県下の状況は保証人を必要とするは16件、保証人を必要としないは12件、検討中は1件でございます。有田管内につきましては、保証人を必要とするは有田川町の1件、保証人を必要としないは有田市、湯浅町、広川町の3件です。県下の市の状況は保証人を必要とするは和歌山市、岩出市、橋本市、新宮市の4件、保証人を必要としないは有田市、紀の川市、海南市、御坊市、田辺市の5件となっております。和歌山県につきましては、保証人を必要としないとしております。

○成川委員：いま言ってくれたように、なんかこう自治体の判断、どうも自治体によって判断が分かれているような感じがする。有田市として保証人を必要としないということで判断し、条例をあげているということで、先程から説明をしてくれていると思うのですが、もう一度保証人を必要としないことにした、その方針にした根拠を訊かせてもらいたい。

○泉建設課主幹：すみません、同じ回答になるかもしれませんが、まずは身寄りの無い単身高齢者が増加して、公営住宅への入居に際して、保証人の確保が困難な状況になっているということから、有田市においても、そういう人達の救済をしなければならぬということで、住宅に困窮する低額所得者への住宅供給という公営住宅の目的を踏まえたと、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じることの無いよう、保証人に関する規定を削除して、そういうことで対応して参りたいと考えております。

○成川委員：社会通念上、私は保証人が必要であると思っているので、その判断をされたということで結構です。

○岡田委員：今のことに関連して、説明をしてもらって少しわからないのですが、有田市内の県営とかは2名ほど保証人が必要だと思うのですが、今の説明では有田市内の県営とかも保証人はそのままなのですね。

○泉建設課主幹：4月1日から契約する際には、緊急連絡人になると思われます。

○河野経済建設部長：すみません、県営住宅ということで、契約は県の方になると思います。

○岡田委員：それはわかっているのですが、このように変わるということでいいのですか。調べてくれた泉君の答弁では、県営の方もそういう連絡人になるといいのですか。

○泉建設課主幹：一応確認は取らせてもらったのですが、そのように聞いております。

○岡田委員：了解しました。それから少し変わるのですが、先程の私の質問の続きで、市として不正と言いますか、又貸しをしていないかのチェックは、年間に何回かしているのですか。

○泉建設課主幹：地元の管理協議委員会を含め、私達もその中で話をする中で、毎日とは言いませんが、確認をしている状況です。

○岡田委員：住宅の修理とかも、市の税金で行うと思うのですが、このように保証人から連絡人になるということで、お金が回収できなくなり易くなるような感じも受けるのですが、そこら辺をどのように考えていますか。

- 泉建設課主幹：先程も申し上げましたが、回収できない可能性も、もちろん否定はできないのですが、そこら辺は今後ともより一層回収に向けて努力したいと考えております。
- 池田委員：市営住宅に限ってですか、今回。有田市営の場合はもう、出られると撤去していつていると思いますが、ただ改良住宅もある。それでは、先程の高齢の独り身の人で、どこまで高齢で身寄りの無いということ、どういうふうな調べ方で、身寄りが無いということをお判断するのですか。
- 泉建設課主幹：全てにわたり身寄りが無い、高齢であるということをおもちろん確認はしてないのですが、一般的な日本の時代の流れから、こういう状況でございますので、有田市においても、市営住宅などはかなり高齢化もしていますので、それに対応するようなこととさせていただきます。
- 池田委員：これは改良住宅のみですか、市営も入るのですか。
- 泉建設課主幹：市営も改良住宅も含まれます。公営住宅です。
- 池田委員：市営はたぶん、撤去していくから、今入っている人が入れ替わるくらいだと思います。たぶん出たら撤去していくと思うのです。改良住宅に関しては緊急連絡人なので、言い換えると、はい、この人が緊急連絡人をすると思います。しかし、直ぐに連絡が取れなくなる可能性もあるわけですよね。その場合はどうするのですか。例えば半年に1回、緊急連絡人ときちっと連絡を取って、本当に存在しているのか、そういったチェックをしていくのですか。
- 泉建設課主幹：まずはおっしゃる通り、常にチェックをしていくことが必要でございますし、また契約人に対しても、確認をする意味でも話しをすることが必要であると考えます。
- 池田委員：民法の改正でということなので、法律の中で右になれえをしようとしているのだと思うのですが、私も先程、成川委員が言われたように社会通念上、保証人は必要だと思うのです。やはり緊急連絡人というもので入居して、何かことがある時にきちっと債務を負えないような状況では、いかななものかと思うのですが、どうですか。
- 泉建設課主幹：まさしくおっしゃる通りでもあると思います。直近の3年間で入居の契約をされている方が50件近くございまして、その中で滞納しているのが1件であります。それが参考とはならないのですが、滞納となった場合には保証人が無いので、契約人がもし亡くなられた場合には相続人の方へ法的な手続きをして回収に当たりたいと思います。
- 池田委員：相続人ということは身寄りがあるのですよね。
- 泉建設課主幹：身寄りのある方もいらっしゃると思います。
- 池田委員：はい、いいです。
- 成川委員：しつこいようですが、今の議論の中で身寄りが無い人もあって、そういう救済措置であるという話でもあるが、保証人というのは身寄りでなくてもいいのではないかと。例えば、勤めている会社の上司であるとか、極端に言えば隣人でも、「この人のことは私が保証するよ、何かあれば私が補償

する。」ということは、入居するときのフィルターになったり、保険になったりすると思う。何かあったときは、連帯保証人が債務を負わなければならないが、その人を推薦しますというシステムになっている。緊急連絡人なら、何か事件が起こったときも、「私は連絡人で名前を書いているが、どこかへ行ってしまってわからない。」と言えば、債務不履行になる。緊急連絡人に「あなたが名前を書いているので、何とかして下さいよ。」と言っても、緊急連絡人が「私も努力したのだけれども、どこに居ているかわからない。もうこれはダメだよ。」というようなことにならないのか。そのようなことで、できるだけ救済していく、入居をできる限りしてもらっていくとの事ですが、何かきちっとした保証というか、最低限の保証というのが無かったら、何かおかしい感じがするのです、しつこいですが。

○河野経済建設部長：成川委員がおっしゃられている通り、保証人というのは債務保証の観点から言えば、非常に有効な手段だと思います。ただ今般、全国的に身寄りの無い高齢者が増えてきている中で、保証人になるということは債務を負うということですので、保証人にならない人が増えてきている。そういう中で公営住宅に入ろうとする人が、保証人を付けられないということで困って公営住宅に入れないという事例を憂慮して、国土交通省の方が緊急連絡人という制度を活用していこうという趣旨で、緊急連絡人に変更しようとするものでございます。

○成川委員：そういう趣旨だということを知ったので、そういう判断をされたのだと言いますが、通常はやはり保証人というのは連帯保証人であって、いま言っている緊急連絡人については、もうどうしても、この人は何とか救済して住宅へ入れなければならないというときに、緊急連絡人という制度を使うというような、そのようなことはできないのか。普通、通常緊急連絡人で、みんな緊急連絡人でいけるということになったら、何かある意味での歯止めがきかないというか、止めどないというのか、広く門戸を開きすぎているのではという気がするが、どうですか。

○泉建設課主幹：全て・・・。

○西口委員長：悪いですが、この問題については2面性を持っている。一番考えていかなければならないのは、民法の一部改正等ということ。民法が変わったということですが、いつ変わりましたか。

○泉建設課主幹：公布が平成29年で、施行につきましては令和2年の4月1日からでございます。

○西口委員長：民法ですよ、私は訊いているのは民法です。これの施行は、条例が可決されたら4月1日から施行としているのですよね。今、成川委員も池田委員も言っています。私が2面性を持っているというのは、法律のことはあまり詳しくないが、連帯保証人と緊急連絡人があり、一緒に身元保証人というものもある。隣の人が「間違いないよ」とかで、独り身であっても身元保証人だとなりやすい。ただ保証人といっても、連帯保証人となると債務が付いてくるので、泉君の説明するように、その人の債務を保証する連

帯保証人になった場合は、債務保証を全部する必要があるから、保証人にはならないが、身元保証人ならなってくれる人がいる訳です。いま答弁をしようとしていたと思いますが、いっぺんに変えなくても、「ある時には」と書いた方がいいのではないかという気がします。何故かという、第1条第2項のところで「連署する」と書いています。普通であつたら連帯保証人の欄があつたと思うのです。そうではなく「連署する」となつて、同じような文書であるのか、書類が変わつたのかどうかはわかりませんが、名前を書くようになっていました。同じように市長宛に出すのだろうが、今までなら連帯保証人になっています。だから条件として、どうしてもない場合は「緊急連絡人です」とかにすればいいのではないか。4月1日から全てをいらないようにするのか、条件があるようにするのかどうか、争点だと思います。諸般の事情でこのようにしたと思います。余計なことも言いましたが、私はそのように考えました。それでは、先程の答弁の続きをどうぞと言っても、答えにくいと思います。簡単に考えたら、なぜ緊急連絡人に変えたのか、緊急と名前を付けたのか。契約者に何かがあつた場合、緊急に連絡をするという意味だろう。保証人が無いからという意味ではないでしょう。入居する人に何かあつた場合、連絡するようになっているのですよね。そして何か問題が起こったら、連絡人にも連絡をして、お金の問題はどうかわかりませんが、「困っています」とか「注意して下さい」とか、「お金が入っていないので、入れるように頼んで下さい」などと言うのですよね。

○宇野委員：第1条の第2項に前項の契約を結ぶに当たっては、「緊急連絡人」そしてカッコの部分があつて、「～の連署する契約書及び市長が定める書類を提出するものとする」と書いているが、この連署するとはどういうことか。緊急連絡人が2人必要なのか。本人とのことなら、前の部分の文言が悪いと思うのだが。

○泉建設課主幹：連署に関する事で申し上げますと、契約人と緊急連絡人との連署でございます。

○宇野委員：それでは泉君、「緊急連絡人」のところの後ろのカッコを外して、そこを消してしまったら、「緊急連絡人の連署する契約書」と書かれているが、どうも意味がわかりにくくないか。それと「前項の契約を結ぶに当たっては、」のところにもう少し文言を付け加えてもいいのではないか。この条例で第1項の何々という部分がわかりにくいから、説明をするときには、きちっとするようにしていただいて、こういうことであるということをお知らせできるようにしていただきたい。第1条中の何をこうするという事をいわれても、何がどうであるのかという思いがするので、連署するという部分のことを聞かせていただきました。それでは契約した本人と緊急連絡人の連署ということですか。その二人の名前ということですか。

○泉建設課主幹：おっしゃる通りでございます。

○宇野委員：それであれば、文言をもう少し次回からわかりやすいよう、条例である



から文言をはっきりしていただくよう、曖昧にならないよう頼んでおきます。

○泉建設課主幹：誤解を招くことの無いよう、わかりやすい条文にしたいと思います。

○宇野委員：わかりやすくではなく、きちっとした条文にしておいて下さい。頼んでおきます。

○中西副委員長：この条例が可決された時に、これからの契約者の場合には新しい契約書で契約されることと思いますが、今現在入居されている方に対しての周知とか、内容変更に対して、どのような取り組みをされるのか。

○泉建設課主幹：まずは、今回の改正の趣旨につきましては、保証人が確保できないということで契約ができない。そういう状況を改善しようとするものでありますので、現在の保証人に対する周知については、特に考えてはおりません。

○西口委員長：よろしいですか。他に、ご質疑ありませんか。なければ質疑を終了いたします。これより採決をいたします。議案第7号については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

○委員：異議あり。

○西口委員長：異議ありということでございますので、採決をいたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成者挙手 （ 挙手4名 ）

○西口委員長：挙手多数であります。よって、当委員会に付託されました議案第7号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

採 決 （ 可 決 ）

議案第10号 有田市長期総合計画条例

（大松経営企画課長 説明）

○西口委員長：説明は終わりました、次に質疑を認めます、ご質疑ありませんか。

○西口委員長：ないようですので、私の方から少し、長期総合計画ですが、今度のものはいらなくなりましたよね。今までは議会の議決をもって行っていたものが、必要がなくなったのですよね。しかしながら、有田市は今まで通り、この内容で決定して行っていくということですよ。簡単に言えば、このような観点からご議論いただければありがたいと思います。それからもう一つ、有田市はなぜこのようにしていくと決めたのですか。ここには総合的かつ計画的何々と書かれていますが、その点をもう一度、説明を願えますか。

○大松経営企画課長：地方自治法の改正に伴いまして、議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想の策定ということ

についての義務付けは無くなったということではございます。しかし、総合計画というものは、先程も申し上げましたが、市の総合的かつ計画的な行政運営を定める指針を示すものでありまして、市民にまちづくりの長期的な展望といったものをきっちりと定義し策定する必要があると考えますので、基本構想の策定につきましては、市民の代表であります議会の承認をもらうことが必要なことと考えまして、従来通り基本構想の策定、変更については、やはり議会の議決を経て定めることが望ましいというふうに考えます。そこで今回、条例において、きっちりその辺のところを定義するという考えでございます。

○西口委員長：今の説明で大体わかります。今までの経過から、これは委員会を開催していて、この場で言うのも大変な言葉だとも思いますが、今、市民の代表等々と説明をしてくれました。しかし、議会に対してきちっと説明をしていただきたいことが後回しになっていたことや、議会の方からも何回かは、そういうことに関して、極論を言えば議会軽視だとなったこと。また、連絡が無いというようなことで、再三、議会や委員会等でもトラブルになったことがあったと思います。ところが今回は何も言わないのに入れていただける、議決をもらうということは入れていただけるということで、相談しに来てくれることは、ありがたいことだと思います。法律で折角、議会の議決無しですることができるのに、あらためてこのようにしていくに当り、これからはルール通りに運用していただきたいと思います。何故かという、今まで長期総合計画が続けられてきたことについて、中間報告はしてくれていると思います。それから詳細な進捗状況の説明、また変更にあたっては協議をするとも書いてあったように思います。しかしながら、いつでも突然、一方的で、私は議会軽視であると感じることもありました。今回折角、法律により、いらなくなったものを再度入れるのだから、今度は議会も縛りをかけられるように思います。後回しになる場合もあるとは思いますが、そこら辺り、入れてくれるのは大変ありがたいが、ルールの運用をよろしく頼んでおきます。それから、有田市長期総合計画の審議会、本当に有田市のことを思っているのであれば、一つ要望しておきます。審議会の委員についてはあて職ではなく、有田市のことに様々な観点から取り組むことのできる人選をよろしく願いしておきたいと思います。申し上げた意味はおわかりいただけたと思いますので、こういう意見があったということを市長にもお伝えいただきたいと思います。

質疑終了 採決 (可決)

○西口委員長：以上で当委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。他にないでしょうか。  
なければ、以上で総務建設委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前10時54分 閉会